

## 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改正後	改正前
<p>第8編 酒類行政法令関係</p> <p>第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係</p> <p>第86条の5 酒類の種類等の表示義務</p> <p>1 酒類の表示の取扱い等</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 酒類の種類等の表示の取扱い</p> <p>イ 酒類の容器に対する表示</p> <p>(イ) 酒類の種類を表示</p> <p>酒類の種類を表示は、次のとおりとする。</p> <p>A 酒類の種類を表示は、次による。</p> <p>(A)～(E) 省略</p> <p>(F) しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類とを混和したしょうちゅうは「しょうちゅう甲類・乙類混和」又は「ホワイトリカー 混和」と表示する。この場合、混和後のしょうちゅうに対する混和した一方の品目のしょうちゅうの割合が純アルコール数量で5%未満となるものについては、混和量の多い方の品目だけの表示としても差し支えない。</p> <p><u>(G) 組合規則第11条の5《種類の例外表示》に規定する「本格しょうちゅう」について、酒造の合理化等の目的で製造工程中に使用する僅少（穀類又はいも類のこうじと併用する水以外の原料の重量の1,000分の1以下に相当する量）の酵素剤は原料として取り扱わない。</u></p> <p><u>なお、しょうちゅう乙類としょうちゅう甲類の混和酒には、「本格しょうちゅう」の呼称を使用できないことに留意する。</u></p> <p>(H) 省略</p> <p>二 表示義務事項の「省略」又は「異なる表示」</p>	<p>第8編 酒類行政法令関係</p> <p>第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係</p> <p>第86条の5 酒類の種類等の表示義務</p> <p>1 酒類の表示の取扱い等</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 酒類の種類等の表示の取扱い</p> <p>イ 酒類の容器に対する表示</p> <p>(イ) 酒類の種類を表示</p> <p>酒類の種類を表示は、次のとおりとする。</p> <p>A 酒類の種類を表示は、次による。</p> <p>(A)～(E) 同左</p> <p>(F) しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類とを混和したしょうちゅうは「しょうちゅう甲類・乙類混和」又は「ホワイトリカー 混和」と表示する。この場合、混和後のしょうちゅうに対する混和した一方の品目のしょうちゅうの割合が純アルコール数量で5%未満となるものについては、混和量の多い方の品目だけの表示としても差し支えない。<u>ただし、しょうちゅう乙類としょうちゅう甲類を混和したものについては、混和量の多少にかかわらず「本格しょうちゅう」の表示は行わないものとする。</u></p> <p>新設</p> <p>(G) 同左</p> <p>二 表示義務事項の「省略」又は「異なる表示」</p>

改正後	改正前
<p>の承認の取扱い</p> <p>(イ) 省略</p> <p>(ロ) 異なる表示を行うことができる表示義務事項</p> <p>組合令第8条の3《表示事項》第6項に規定する「異なる表示」を行うことができる表示義務事項は、次のとおりとする。</p> <p>A 組合法、<u>組合令又は組合規則</u>（平成14年10月28日付国税庁告示第7号を含む。<u>以下(ニ)及び(ホ)において同じ。</u>）の改正により表示義務事項が削除又は変更された場合において、改正前の表示義務事項</p> <p>なお、法又は令の改正に関連して特定の酒類について表示義務事項の一部を表示する必要がなくなったとき及び表示義務事項に異動を生じたときは、「削除又は変更された場合」に準じて取り扱う。</p> <p>B 省略</p> <p>(ハ) 省略</p> <p>(ニ) 「省略」又は「異なる表示」の承認を与える期間等</p> <p>「省略」又は「異なる表示」の承認を与える期間及び事項は、必要最小限の範囲（例えば、準備が完了するまでの最短期間）にとどめる。ただし、当該申請が組合法、<u>組合令又は組合規則</u>の改正に係るものである場合には、表示証等の在庫状況を勘案して承認期間を定めることとしても差し支えない。</p> <p>(ホ) 組合法、<u>組合令又は組合規則</u>の改正により表示の省略又は異なる表示を行う期間が3か月未満である場合の取扱い</p> <p>組合法、<u>組合令又は組合規則</u>の改正により表示義務事項の表示の「省略」又は「異なる表示」を行う期間が3か月未満である場合には、承認申請書に準じて「省略」又は「異なる表示」の届出を行わせることにより、承認を与えたこととする。</p> <p>(ヘ) 省略</p>	<p>の承認の取扱い</p> <p>(イ) 同左</p> <p>(ロ) 異なる表示を行うことができる表示義務事項</p> <p>組合令第8条の3《表示事項》第6項に規定する「異なる表示」を行うことができる表示義務事項は、次のとおりとする。</p> <p>A 組合法<u>又は組合令</u>の改正により表示義務事項が削除又は変更された場合において、改正前の表示義務事項</p> <p>なお、法又は令の改正に関連して特定の酒類について表示義務事項の一部を表示する必要がなくなったとき及び表示義務事項に異動を生じたときは、「削除又は変更された場合」に準じて取り扱う。</p> <p>B 同左</p> <p>(ハ) 同左</p> <p>(ニ) 「省略」又は「異なる表示」の承認を与える期間等</p> <p>「省略」又は「異なる表示」の承認を与える期間及び事項は、必要最小限の範囲（例えば、準備が完了するまでの最短期間）にとどめる。ただし、当該申請が組合法<u>又は組合令</u>の改正に係るものである場合には、表示証等の在庫状況を勘案して承認期間を定めることとしても差し支えない。</p> <p>(ホ) 組合法<u>又は組合令</u>の改正により表示の省略又は異なる表示を行う期間が3か月未満である場合の取扱い</p> <p>組合法<u>又は組合令</u>の改正により表示義務事項の表示の「省略」又は「異なる表示」を行う期間が3か月未満である場合には、承認申請書に準じて「省略」又は「異なる表示」の届出を行わせることにより、承認を与えたこととする。</p> <p>(ヘ) 同左</p>